

## 資料 1

### 米国でのBSE発生等について

#### ○米国でのBSE発生について

- ・米国に対する国際調査団報告の概要 ··· 1
- ・第4回プリオン専門調査会における議論の要点 ··· 2
- ・米国においてBSEが発生してからの経緯 ··· 3
- ・Q&Aについて ··· 5

#### ○高病原性鳥インフルエンザの発生について

- ・国内における高病原性鳥インフルエンザの発生について ··· 10
- ・高病原性鳥インフルエンザとは ··· 13
- ・高病原性鳥インフルエンザに係る動物検疫措置について ··· 14

# 米国に対する国際調査団報告の概要

## 1. 国際調査団のメンバー

スイス、米国、英国及びニュージーランドの専門家で構成。

## 2. 調査期間

平成16年1月22日～24日

## 3. 調査目的

米国政府のBSE対策について勧告すること。

## 4. 勧告の概要

### (1) 総論

- ① 個体識別制度がない中で、調査継続は困難であること。
- ② むしろ、北米全体にBSE汚染が広がっていると認識し、BSE対策を強化すべき。

### (2) 特定危険部位(SRM)の除去

- ① 12ヶ月齢超の牛のSRM(脳、脊髄、頭蓋、脊柱及び腸)を完全に食料・飼料から排除すべき。
- ② 機械的回収肉(MRM)及び先進的機械回収(AMR)の禁止も考慮すべき。

### (3) サーバランスについて

- ① 30ヶ月齢超の全てのリスク牛(BSE様症状牛、死亡牛、切迫と殺牛)を検査すべき。
- ② 全頭検査は必要ないが、30ヶ月齢超の健康牛もサンプル検査すべき。

### (4) BSE診断について

- ① 迅速検査法を採用すべき。
- ② 検査施設を増やすべき。
- ③ 新たなBSE診断法を採用すべき。

### (5) 飼料規制について

- ① 現在の部分的なフィード・バン(反すう動物由来蛋白の反すう動物への給与禁止)では交差汚染を防止できない。
- ② 全てのほ乳動物及び家きんの肉骨粉の反すう動物への給与を禁止すべき。
- ③ 交差汚染を防止するため、製品の検査も実施すべき。

### (6) その他

BSE対策が適切に実施されるよう、関係者の教育及び中央政府による監視を強化すべき。

## 第4回プリオン専門調査会における議論の要点

日時 平成16年2月3日（火）17：00～19：30  
場所 食品安全委員会 中会議室  
議事 米国における牛海綿状脳症（BSE）に伴う海外調査及び日米会合の状況について

### ＜議論の要点＞

海外調査団の報告書及び米国の追加的措置を踏まえ、以下の問題点を明らかにするために、さらに情報収集を行う必要がある。

#### 1 BSEサーベイランスについて

- (1) 対象牛の種類と割合が不明確であり、BSEの汚染状況を把握することができない。
- (2) スクリーニング検査と確定検査の検査方法、検査体制等が不明確であり、BSEサーベイランスの検査の信頼性を判断できない。

#### 2 レンダリング及び飼料管理について

- (1) 農場死亡牛及び特定危険部位の除去後の処理方法（レンダリングなど）が不明確であり、BSEの汚染拡大の可能性も否定できない。
- (2) 飼料の製造管理の実態や監督方法が不明確であり、交差汚染の可能性が否定できない。

#### 3 牛の個体識別制度について

- (1) 米国が実施することを検討している牛の個体識別制度の内容を確認する必要がある。

#### 4 その他

- (1) 追加的なBSE対策が適正に実行されるよう監督システムを強化する必要がある。
- (2) 今後リスク評価を行うにあたって、日本で確認された国内8頭目及び9頭目のBSE感染牛が重要なポイントになることから、国際的な見解も含めてさらに情報収集する必要がある。

## 米国においてBSEが発生してからの経緯

平成16年2月20日

2003年12月24日(水)

- ・米国農務省が米国ワシントン州においてBSEに感染した牛1頭が確認された旨発表
- ・厚生労働省は当面の措置として安全が確認されるまでの間、米国産牛肉の輸入を停止し、我が国の輸入状況の調査を指示
- ・農林水産省は動物検疫上の措置として米国産牛肉等の輸入を一時停止

12月25日(木)

- ・第25回食品安全委員会において厚生労働省及び農林水産省から報告を受け、今後の対応について検討

12月26日(金)

- ・英國獣医学研究所において陽性との確定診断。
- ・厚生労働省及び農林水産省は、正式に米国産牛肉等の輸入禁止を決定

12月29日(月)

- ・米国のBSEに関する日米会合を開催（農林水産省、厚生労働省、食品安全委員会及び外務省が対応）
- ・政府（農林水産省、厚生労働省及び食品安全委員会）合同の調査チームの派遣を表明

12月30日(火)

- ・米国農務省がBSE対策の追加的措置を発表

2004年1月7日(水)

- ・米国農務省が同国で初めて確認されたBSE感染牛をDNA鑑定した結果、カナダで出生したものと断定した旨発表

1月8日(木)

- ・政府合同の調査チームを派遣
- ・第26回食品安全委員会において、12月29日に行われた日米会合についての報告

1月 18 日(日)

- ・政府合同の調査チーム帰国

1月 20 日(火)

- ・第28回食品安全委員会を臨時的に開催し、米国でのBSE発生に伴う海外調査についての報告を受ける
- ・国内に流通する米国産牛肉等に係る調査状況について厚生労働省より発表

1月 22 日(木)

- ・第4回リスクコミュニケーション専門調査会において、米国BSEの発生に関して報告
- ・国際調査団（スイス、米国、英国及びニュージーランドの専門家で構成）が米国BSEに対する調査を実施（24日まで）

1月 23 日(金)

- ・米国のBSEに関する日米会合を開催（農林水産省、厚生労働省、食品安全委員会及び外務省が対応）

1月 29 日(木)

- ・第30回食品安全委員会において、BSEに関する日米会合についての報告を受ける

2月 3 日(火)

- ・第4回プリオントン専門調査会において、米国でのBSE発生に伴う海外調査及び日米会合の状況について報告

2月 4 日(水)

- ・国際調査団が米国政府に報告書を提出

「牛海綿状脳症（BSE）と変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）」及び  
「高病原性鳥インフルエンザ」について（Q&A）

BSE 及び高病原性鳥インフルエンザについては、「食の安全ダイヤル」などを通じて、本年1月中に当委員会へも問い合わせが多くありましたので、基本的な事項について、以下のとおり Q&A を作成しました。

牛海綿状脳症（BSE）と変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）について

Q1 牛の病気である BSE とヒトの病気である vCJD との関連について、教えてください。

い。

Q2 牛肉は食べても安全というのはどういう理由からですか。

Q3 日本の BSE 対策について、教えてください。

高病原性鳥インフルエンザについて

Q1 高病原性鳥インフルエンザとは何ですか。どのくらい発生しているのですか。

Q2 高病原性鳥インフルエンザは食品を介してヒトに感染するのですか。

Q3 日本の高病原性鳥インフルエンザ対策について、教えてください。

Q1 牛の病気であるBSEとヒトの病気であるvCJDとの関連について、教えてください。

BSEとvCJDは、いずれも異常プリオントン白質が原因とされる脳がスponジ状になる伝達性海綿状脳症(TSE)の一つであり、1996年3月、英国においてこれらの関連の可能性が発表されました。現在でも、直接的な科学的根拠は確認されていないものの、vCJDの発症の原因是BSEの異常プリオントン白質の摂取と関連すると考えることが最も妥当とされています。英国等では、食肉加工の段階で機械を用いて回収された肉(機械回収肉(MRM))に異常プリオントン白質が存在しうるせき臍等が混入することも、vCJDの発生要因であるとの報告が出されています。

実際に、英国におけるBSE発生件数は183,616頭(2004年1月時点)、vCJD患者数は146人(2004年2月2日時点)であり、世界全体におけるvCJD患者(156人)のほとんどが英国に集中しています。なお、日本におけるBSE発生件数は9頭、vCJD患者は一人も報告されていません(2004年1月時点)。

世界のBSE発生頭数及びvCJD症例数 (BSE:頭、vCJD:人)

BSE発生順	国名	BSE	vCJD
①	英國	183,616	146
②	アイルランド	1,353	1 <sup>*2</sup>
③	フランス	891	6 <sup>*1</sup>
④	ポルトガル	858	—
⑤	スイス	453	—
⑥	スペイン	393	—
⑦	ドイツ	298	—
⑧	ベルギー	120	—
⑨	イタリア	117	1
⑩	オランダ	71	—
⑪	デンマーク	13	—
⑫	スロバキア	12	—
⑬	ポーランド	11	—
⑭	日本	9	—
⑮	チェコ	8	—
⑯	スロベニア	3	—
⑰	カナダ	2	1 <sup>*2</sup>
⑱	ルクセンブルク	2	—
⑲	リヒテンシュタイン	2	—
⑳	オーストリア	1	—
㉑	ギリシャ	1	—
㉒	フィンランド	1	—
㉓	イスラエル	1	—
㉔	アメリカ	1	1 <sup>*2</sup>

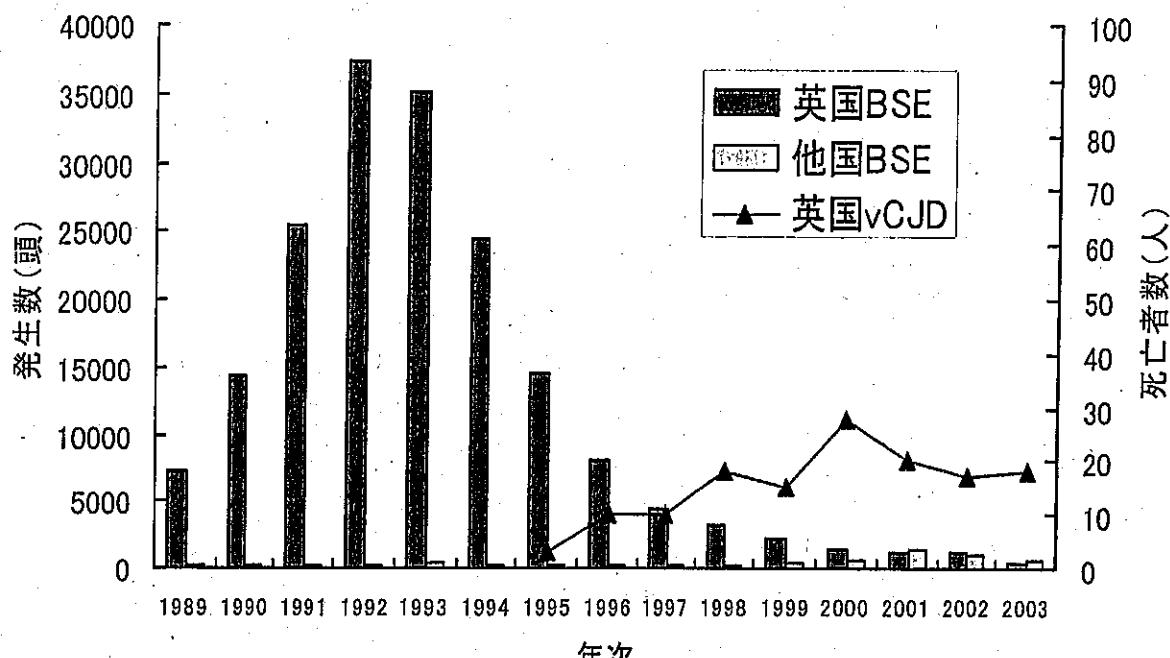
出典) BSE発生数については、OIE(国際獣疫事務局)等(2004年2月10日時点;英国のデータは2004年1月16日時点)

vCJD症例数については、Department of Health(英国保健省)等(2004年2月2日時点)

なお、表中の"—"は、vCJDの報告がないことを示す。

\*1 英国滞在歴のある患者を含む。 \*2 英国滞在歴のある患者。

牛海綿状脳症(BSE)発生頭数と変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)による死者者数の推移



\* 英国以外のvCJD症例数 フランス、6名<sup>注1</sup>; イタリア、1名; アイルランド、1名<sup>注2</sup>; アメリカ、1名<sup>注2</sup>; カナダ、1名<sup>注2</sup>

注1) 英国滞在歴のある患者を含む。注2) 英国滞在歴のある患者

\* vCJD患者のうち、2004年2月2日現在、7人が生存。

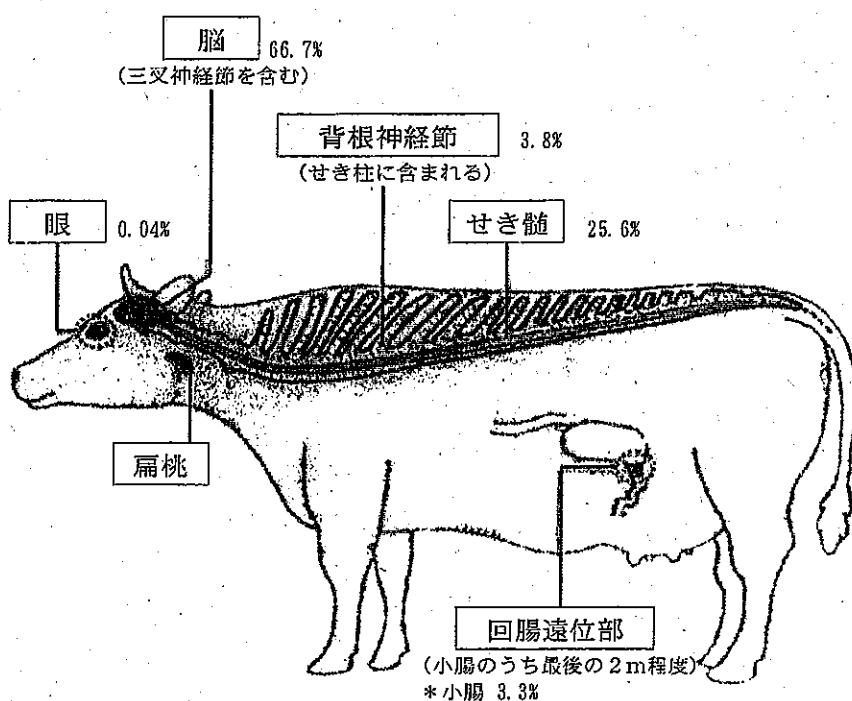
Q2 牛肉は食べても安全というはどういう理由からですか。

BSE は異常プリオントン白質が増加し、主に脳に蓄積することにより、脳の組織がスポンジ状になる病気です。BSE 感染牛におけるこの異常プリオントン白質の体内分布をその量によって比較すると、下図のようになっています※1,2。

日本においては、この異常プリオントン白質が分布する組織を特定部位（脳、眼を含む牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）、せき臓及び回腸遠位部）はBSE感染のいかんを問わず全ての月齢の牛を対象として除去・焼却しています。また、全ての牛のせき柱についても、除去し、食品や飼料・肥料の原料に用いることができません。

牛肉については、英国で BSE 感染牛の筋肉をマウスの脳内へ接種した実験でも感染性は認められておらず、安全とされています。

BSE 感染牛の異常プリオントン白質の体内分布  
(図示部位中の異常プリオントン白質の分布割合の合計 : 99.44%)



出典) 欧州委員会科学運営委員会(1999年12月)「食物を介したBSEのヒトへの曝露リスクに関する科学運営委員会の意見」

※1 羊のスクレイピーの実験に基づいて、肺臓(0.3%)に低レベルの感染性があると推測されています。なお、経口でBSE感染した牛の場合、肺臓に感染性はみつかっていません。

※2 扁桃については、BSE感染牛の扁桃を牛の脳に接種した実験で、わずかな感染性が確認されています。

Q3 日本のBSE対策について、教えてください。

日本では国産牛について、上記のように異常プリオンたん白質が分布する特定危険部位を全ての月齢の牛を対象として除去するとともに、と畜場で全ての月齢の牛を対象とした検査を行っています。また、牛から作られた肉骨粉については、すべての動物への給与禁止措置をとっています。

また、輸入については、BSE発生国（Q1の表参照）からの牛肉等の輸入禁止措置をとっています。

牛海绵状脳症（BSE）対策の比較

		日本 <sup>※1</sup>	EU	米国		カナダ
				これまで	今後 <sup>※4</sup>	
特定危険部位として除去しているもの		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての牛の頭部（頭蓋、脳、三叉神経節、眼、扁桃を含む。）</li> <li>せき臓</li> <li>せき柱（背根神経節を含む。）</li> <li>腸のうち回腸遠位部</li> <li>・全ての牛の腸全体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12ヶ月齢以上の牛の頭部（頭蓋、脳、三叉神経節、眼、扁桃を含む。）</li> <li>せき臓</li> <li>せき柱（背根神経節を含む。）</li> </ul>	除去していない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30ヶ月齢以上の牛の頭蓋、脳、三叉神経節、眼、せき臓、せき柱、背根神経節</li> <li>・全ての牛の腸全体及び扁桃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30ヶ月齢以上の牛の頭蓋、脳、三叉神経節、眼、扁桃、せき臓、背根神経節</li> <li>・全ての牛の腸全体</li> </ul>
検査	と畜場	月齢にかかわらず全ての牛	30ヶ月齢以上の全ての牛 <sup>※2</sup> (仏、独、西は24ヶ月齢以上)	一部を抽出検査(2003年で高リスク牛を約2万頭検査)	同左 (検査頭数を2倍にする予定)	症状牛を抽出検査
	死亡牛	24ヶ月齢以上の牛 <sup>※3</sup>	24ヶ月齢以上の全ての牛			30ヶ月齢以上の死亡牛の一部

\*<sup>1</sup> 日本はBSE発生国からの牛肉等の輸入は禁止している。

\*<sup>2</sup> 平成15年4月より開始し、平成16年4月1日より完全実施（24ヶ月齢以上の全ての牛で実施）。なお、検査結果のいかんを問わず、死亡牛についてはすべて食用に供していない。

\*<sup>3</sup> 英国は30ヶ月齢以上の牛を食用に供していない。

\*<sup>4</sup> 米国における今後の対策は、平成16年1月8日USDA（米国農務省）発表などによる。